

自 転 車	
一	一 台二時間につき
学生・生徒・児童	一 台二時間につき
	一〇〇円
	五〇円

別表第二第四号(三)の表に備考として次のように加える。

備考

一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が単位使用時間に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。

二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

別表第二を別表とする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二第四号(三)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十三号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号(ハ)を削り、同号(六)中「及び廃油貯油槽」を削り、同号(六)を同号(五)とし、同号(七)を同号(六)とする。

別表第一号の表公害防止貯水槽の項及び廃油貯油槽の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十四号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中、「第二節」を「の規定は入居補欠者の公募について、前節の規定は入居補欠者の資格について」に、「並びに」を「の規定は普通県営住宅及び改良住宅の入居補欠者の決定について、」に、「入居補欠者の公募」を「特定県営住宅の入居補欠者の決定」に改める。

別表第一第一号の表県営旭南住宅の項の次に次のように加える。

県営南ヶ丘住宅

県営南ヶ丘住宅駐車場

秋田市上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字諏訪ノ沢

別表第二中「県営イサノ住宅駐車場」を「県営イサノ住宅駐車場 県営南ヶ丘住宅駐車場」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十五条第四項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行により設置する県営南ヶ丘住宅に係る秋田県営住宅条例第四条の規定による入居者の公募、同条例第十一条の規定による入居の許可、同条例第十二条及び第十五条第二項の規定による入居者の決定、同条例第一項並びに同条例第四項において準用する同条例第十二条第一項及び第二項の規定による入居補欠者の決定、同条例第十五条第三項及び同条例第四項において準用する同条例第四条の規定による入居補欠者の公募、同条例第十七条（第四項を除く。）の規定による入居の手續、同条例第二十条の規定による家賃の決定、同条例第二十九条（同条例第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免等、同条例第三十条第一項の規定による敷金の徴収並びに同条例第五十一条の規定による指定管理者による管理（同条例第五十二条第一項第三号に掲げる業務に限る。）その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第二十五号

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例

第一条を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一条 県は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。別表において「法」という。)の規定による優良な宅地の造成の認定を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

第二条中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

区 分	手 数 料 の 額 (一件につき)
一 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定による優良な宅地の造成の認定の申請	十三万円
(一) 当該宅地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のもの	十九万円
(二) 当該宅地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のもの	二十六万円
(三) 当該宅地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの	三十九万円
(四) 当該宅地の面積が一ヘクタール以上三ヘクタール未満のもの	五十一万円
(五) 当該宅地の面積が三ヘクタール以上六ヘクタール未満のもの	六十六万円
(六) 当該宅地の面積が六ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの	八十七万円
(七) 当該宅地の面積が十ヘクタール以上のもの	
二 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ又は第六十三条第三項第六号の規定による優良な住宅の新築の認定の申請	六千二百円
(一) 当該住宅の床面積が百平方メートル以下のもの	

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 当該住宅の床面積が百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの (二) 当該住宅の床面積が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの (三) 当該住宅の床面積が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以下のもの (四) 当該住宅の床面積が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以下のもの (五) 当該住宅の床面積が五万平方メートルを超えるもの	八千六百円 一万三千円 三万五千元 四万三千元 五万八千元
三 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号。以下この表において「令」という。)第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項の規定による宅地の譲渡の認定の申請	四万七千円
四 令第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号に規定する譲渡予定価額の審査の申出	四万三千元
五 令第二十条の二第十一項又は第三十八条の四第二十項の規定による事業の認定の申請	三万二千元
六 令第二十五条の四第二項又は第三十九条の七第九項の規定による事業の認定の申請	三万三千元
七 令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項の規定による事情の認定の申請	二万五千元

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 (秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例及び秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十八号)
 - 二 秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百七号)

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第二十六号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県知事 寺田典城

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に、「使用料」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四の改正規定に限る。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十七号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第一項中「または」を「又は」に、「のうち」を「のうち」に改め、同条第二項中「に基き、第五条第一項に規定する給料表に掲げられている給料月額につき、」を「並びに当該職員に適用される給料表及びその属する職務の級に基づき」に、「管理職手当額表による」を「額とする」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第三項を削る。

この場合において、その額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五を超えてはならない。

第十四条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

3 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に次に掲げる級別の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

一 一級 百分の四

二 二級 百分の六

三 三級 百分の八

四 四級 百分の十

第十七条の二第四項中「百分の四」を「百分の二」に改める。

第十七条の三第一項中「百分の四」を「百分の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第十三条の三第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(へき地手当に関する経過措置)

3 平成二十年三月三十一日までの間における改正後の条例第十七条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、同項第三号中「百分の八」とあるのは「百分の十二」と、同項第四号中「百分の十」とあるのは「百分の十五」とする。

4 (市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第十項中「並びに第十三条の三第二項及び第三項」を削り、「条例第十三条の二第二項中「給料月額」とあるのは」を「同項中「給料月額」とあるのは、「」に改め、「(以下「差額相当額」という。)」及び「、条例第十三条の三第二項及び第三項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」と」を削る。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日